

高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策について

平成29年度は、1月に香川県の養鶏場1戸において高病原性鳥インフルエンザが発生し、その後拡大することなく収束しました。

平成30年10月22日、千葉県で採取された野鳥のふん便から、H7亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された旨の連絡がありました。今般の事例は、日本で今季初めて本病ウイルスが確認されたものであり、また、韓国においても野鳥のふん便から低病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出されている（裏面参照）ことを踏まえれば、日本の養鶏農場への侵入リスクは高まっていると考えられます。

今後、渡り鳥の本格的な飛来シーズンとなることから、日頃の飼養衛生管理に加え、特に以下の点に注意してください。

● 車両や出入りする者への対策

- 飼料業者など衛生管理区域（農場）に出入りする車両の消毒や、出入りする人の靴底の消毒（踏込消毒槽の設置等）を行いましょ。

● 野鳥・ねずみ等の野生動物への対策

（ウイルスの伝播には、野鳥、ねずみ、イタチ等の野生動物の関与が指摘されています）

- 家きん舎の屋根や壁面、防鳥ネットの破損の有無を再点検し、速やかに修繕しましょ。
- 給餌・給水設備や飼料保管場所への野生動物の排泄物混入を防止しましょ。また、定期的なネズミの駆除に努めましょ。

● 日頃の健康観察

- 早期発見のためにも日頃から飼養する家きんの健康観察を入念に行いましょ。

● 異常家きんを発見した際の早期通報

- 次のような特定症状が見られた場合は、直ちに家畜保健衛生所にご連絡ください。

同一の家きん舎内で、1日の家きんの死亡率が、過去21日間の平均した死亡率の2倍以上となった場合

※ただし、設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、除きます。

- 次のような感染の疑いを否定できない場合も、ご連絡ください。

- ① 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
- ② 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している又はまとまってうずくまっている場合

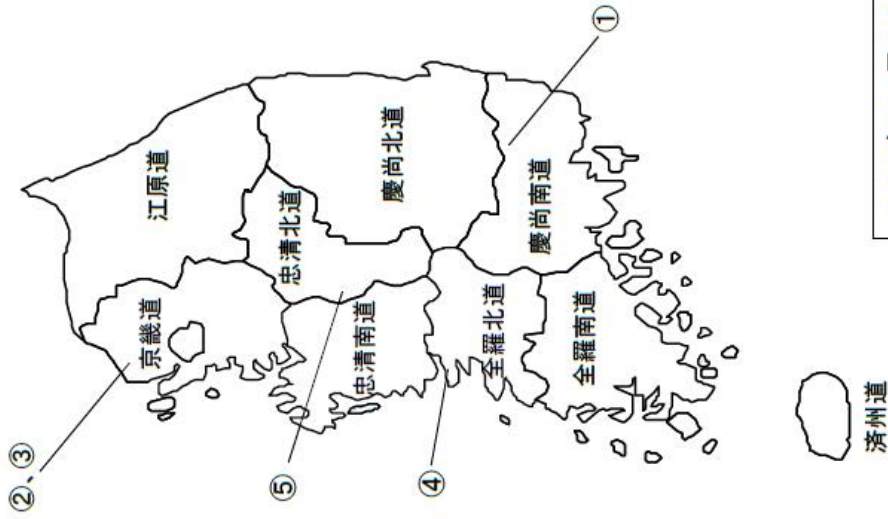
神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL : 0463-58-0152 FAX : 0463-58-5679

韓国における野鳥からの鳥インフルエンザウイルスの分離事例（2018年10月以降）

	場所	由来	採材日	判定日	病原性	亜型
1	慶尚南道 昌寧郡	糞便	10.6	10.10	低	H5N2
2	京畿道 坡州市	糞便	10.11	10.17	低	H5N2
3	京畿道 坡州市	糞便	10.15			H5
4	全羅北道 群山市	糞便	10.8	10.18	低	H5N2
5	忠清北道 清州市	糞便	10.15			H5



2018年10月18日現在
農林水産省動物衛生課

(韓国農林畜産食品部プレスリリースをもとに作成)